

■札幌市道路占用料の改定について

【経過措置(条例附則別表)】

令和4年3月31日以前から引き続き占有している物件で、占有の期間が1年以上であるものについては、令和4年度に限り、以下のとおり経過措置を設けます。

占有物件		単位	令和4年度【経過措置適用】			改定後(令和5年度~)				
			1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地		
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	㎡/年	3,200円	2,400円	1,600円	3,500円	2,600円	1,800円		
	地下に設ける通路		1,900円	1,400円	950円	2,100円	1,600円	1,100円		
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	㎡/日	64円			71円				
	その他のもの	㎡/月	640円	480円	320円	710円	530円	360円		
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	突出看板(表裏2面以上)	㎡/年	4,400円	3,300円	2,200円	5,000円	3,800円	2,500円	
		その他のもの		6,400円	4,800円	3,200円	7,100円	5,300円	3,600円	
	添加広告	突出添加広告		4,400円	3,300円	2,200円	5,000円	3,800円	2,500円	
		巻付添加広告		2,300円	1,700円	1,200円	2,500円	1,900円	1,300円	
	可動看板			個/月	770円	580円	390円	850円	640円	430円
	広告用旗のぼり			本/月	640円	480円	320円	710円	530円	360円
	店頭装飾			㎡/月	640円	480円	320円	710円	530円	360円
	アーチ	車道を横断するもの		基/月	6,400円	4,800円	3,200円	7,100円	5,300円	3,600円
その他のもの		3,200円	2,400円		1,600円	3,500円	2,600円	1,800円		
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		㎡/月	640円	480円	320円	710円	530円	360円		

【備考】 経過措置の対象とならない物件・施設については、令和4年度から改定後の単価を適用